

意見募集要領

1 意見募集対象

- (1) 電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）の一部を改正する省令案
- (2) 無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）の一部を改正する省令案
- (3) 平成 24 年総務省告示第 471 号（周波数割当計画を定める件）の一部を変更する告示案
- (4) 平成元年郵政省告示第 42 号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を改正する告示案
- (5) 平成元年郵政省告示第 49 号（特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限及びキャリアセンスの技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案
- (6) 平成 4 年郵政省告示第 323 号（小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置を定める件）の一部を改正する告示案
- (7) 平成 12 年郵政省告示第 314 号（無線設備規則第 49 条の 14 第 1 号ハのただし書の規定により、同号ハ本文の規定を適用しない無線設備及びその送信空中線の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案
- (8) 平成 18 年総務省告示第 659 号（別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を改正する告示案
- (9) 平成 19 年総務省告示第 368 号（別に定める特定小電力無線局の不要発射の強度の許容値を定める件）の一部を改正する告示案
- (10) 平成 24 年総務省告示第 422 号（別に定める特定小電力無線局の無線設備及び周波数の許容偏差を定める件）の一部を改正する告示案
- (11) 無線設備規則第 24 条第 17 項の規定に基づく 402MHz を超え 405MHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置の副次的に発する電波の限度を定める件（新規制定告示）
- (12) 無線設備規則第 49 条の 14 第 3 号ハ本文の規定を適用しない体内無線設備及び体外無線設備の技術的条件を定める件（新規制定告示）

2 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 意見の提出方法

様式の意見書（下記(1)から(3)までのいずれかの方法の場合）又は意見提出フォーム（下記(4)の方法の場合）に郵便番号、住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、氏名及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

(1) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：landmobile_firstech_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課 宛て

※ スпамメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

※ コンピュータウイルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出を極力控えていただきますよう御協力の程よろしく申し上げます。

添付ファイルによる意見の提出を行う場合は、ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル）として提出してください。（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

(2) F A Xを利用する場合

F A X 番号： 03-5253-5946

総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課 宛て

担当 伊藤課長補佐、土屋第一技術係長

電話 （直通）03-5253-5895

（代表）03-5253-5111 内線5895

※ 担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 郵送する場合

〒100-8926

東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省 総合通信基盤局電波部移動通信課 宛て

※ 併せて、意見の内容を保存した電子媒体を添えて提出いただくようお願いする場合があります。

その場合の電子媒体等の条件は次のとおりです。

電子媒体：光ディスク（CD-R、DVD-R）

ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジ

ヤストシステム社一太郎ファイル

他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。

電子媒体には、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

なお、送付いただいた電子媒体については、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(4) 電子政府の総合窓口 [e-Gov] を利用する場合

e-Gov ヘルプ記載の使い方に従い、意見の提出をしてください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを利用する場合は、(1)を参照願います。

4 意見提出期限

平成 26 年 6 月 23 日（月）17 時（郵送の場合は同日必着）

（意見提出期限経過後においても、電子政府の総合窓口 [e-Gov] の意見提出フォームに意見を記載し、送信することは可能ですが、意見提出期限経過後においては意見として受付は致しかねますので、あらかじめ御了承ください。）

5 留意事項

意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口 [e - G o v] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部移動通信課にて配布します。

ご記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省 総合通信基盤局
電波部 移動通信課 宛て

郵便番号
住所（ふりがな）
氏名（ふりがな）（注1）
電話番号
電子メールアドレス

「電波法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。なお、別紙にはページ番号を記載すること。

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を改正する省令案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(免許を要しない無線局)</p> <p>第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる条件に適合するものであつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び空中線電力に適合するもの（以下「特定小電力無線局」という。）</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 体内植込型医療用データ伝送（体内に植え込まれた医療機器から得た情報を、体内に植え込まれた無線設備と体外の無線設備との間又は体外の無線設備相互間でデータ伝送を行うものをいう。）用及び体内植込型医療用遠隔計測（体内に植え込まれた医療機器から得た情報を体外の受信設備に対して自動的に送信することをいう。）用で使用するものであつて、<u>四〇一MHzを超え四〇六MHz以下</u>の周波数の電波を使用するもの</p> <p>(4) 〓 (14) (略)</p> <p>三 主として火災、盗難その他非常の通報又はこれに付随する制御を行うものであつて、F-D、F二D若しくはG-D電波四二六・二五MHz以上四二六・八三七五MHz以下の周波数のうち、四二六・二五MHz及び四二六・二五MHzに二一・五kHzの整数倍を加えたもの（占有周波数帯幅が八・五kHz以下の場合に限る。）又は四二六・二六二五MHz及び四二六・二六二五MHzに二五kHzの整数倍を加えたもの（占有周波数帯幅が八・五kHzを超え一六kHz以下の場合に限る。）を使用し、かつ、空中線電力が<u>一ワット</u>以下であるもの（以下「小電力セキュリティシステムの無線局」という。）</p> <p>四 〓 十 (略)</p>	<p>(免許を要しない無線局)</p> <p>第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる条件に適合するものであつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び空中線電力に適合するもの（以下「特定小電力無線局」という。）</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 体内植込型医療用データ伝送（<u>体内の無線設備と体外の無線制御設備との間で行う医療の用に供するデータ伝送をいう。</u>）用及び体内植込型医療用遠隔計測（<u>体内の無線設備が得た情報を体外の受信設備に対して自動的に送信することをいう。</u>）用で使用するものであつて、<u>四〇一MHzを超え四〇五MHz以下</u>の周波数の電波を使用するもの</p> <p>(4) 〓 (14) (略)</p> <p>三 主として火災、盗難その他非常の通報又はこれに付随する制御を行うものであつて、F-D、F二D若しくはG-D電波四二六・二五MHz以上四二六・八三七五MHz以下の周波数のうち、四二六・二五MHz及び四二六・二五MHzに二一・五kHzの整数倍を加えたもの（占有周波数帯幅が八・五kHz以下の場合に限る。）又は四二六・二六二五MHz及び四二六・二六二五MHzに二五kHzの整数倍を加えたもの（占有周波数帯幅が八・五kHzを超え一六kHz以下の場合に限る。）を使用し、かつ、空中線電力が<u>〇・〇一ワット</u>以下であるもの（以下「小電力セキュリティシステムの無線局」という。）</p> <p>四 〓 十 (略)</p>

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（空中線電力の許容偏差）

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限 (パーセン ト)	下限 (パーセン ト)
一〜七 (略)	(略)	(略)
八次に掲げる送信設備 (一) アマチュア局の送信設備 (二) 一四二・九MHzを超え一四二・九九MHz以下、一六九・三九MHzを超え一六九・八一MHz以下、三二二MHzを超え三二五・二五MHz以下、 <u>四〇一MHzを超え四〇二MHz以下、四〇五MHzを超え四〇六MHz以下</u> 又は四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備 (三) 超広帯域無線システムの無線局の送信設備	二〇	
九〜十八 (略)	(略)	(略)

（空中線電力の許容偏差）

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限 (パーセン ト)	下限 (パーセン ト)
一〜七 (略)	(略)	(略)
八次に掲げる送信設備 (一) アマチュア局の送信設備 (二) 一四二・九MHzを超え一四二・九九MHz以下、一六九・三九MHzを超え一六九・八一MHz以下、三二二MHzを超え三二五・二五MHz以下又は四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備 (三) 超広帯域無線システムの無線局の送信設備	二〇	
九〜十八 (略)	(略)	(略)

2〜4 (略)

2〜4 (略)

（副次的に発する電波等の限度）

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

2〜16 (略)

2〜16 (略)

17 四〇一MHzを超え四〇六MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

18 29 (略)

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 七三・六MHzを超え一、二六〇MHz以下(一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下、三二二MHzを超え三二五・二五MHz以下、四〇一MHzを超え四〇六MHz以下、四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下及び九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下を除く。)の周波数の電波を使用するもの
イ〜 (略)

二 (略)

三 四〇一MHzを超え四〇六MHz以下の周波数の電波を使用するもの

イ 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと

ロ 給電線及び接地装置を有しないこと。

ハ 体内無線設備(体内に植え込まれた状態又は一時的に留置された状態において使用される無線設備であつて、体外に設置される無線制御設備(以下この号において「体外無線制御設備」という。))又は受信設備との間で無線通信を行うものをいう。以下この号において同じ。)及び体外無線設備(人体部位の表面等の体外に設置された状態において使用される無線設備(体外無線制御設備を除く。))をいう。以下この号において同じ。)は、体外無線制御設備の制御により電波を発射するものであること(総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する体内無線設備又は体外無線設備を除く。)。ただし、人体又は機器の異常等に関して急を要する通信を行う場合にあつては、この限りでない。

ニ 次に掲げる技術的条件に適合するキャリアセンスを備え付けること。ただし、四〇一MHzを超え四〇二MHz以下又は四〇五MHzを超え四〇六MHz以下の周波数の電波を使用する体内無線設備又は体外無線設備のうち等価等方輻射電力が二五〇ナノワット以下のもの及び四〇二MHzを超え四

17 四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

18 29 (略)

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 七三・六MHzを超え一、二六〇MHz以下(一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下、三二二MHzを超え三二五・二五MHz以下、四〇二MHzを超え四〇五MHz以下、四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下及び九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下を除く。)の周波数の電波を使用するもの
イ〜 (略)

二 (略)

三 四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数の電波を使用するもの

イ 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと

ロ 給電線及び接地装置を有しないこと。

ハ 体内無線設備(生体内に植え込まれた状態又は一時的に留置された状態において使用される無線設備であつて、生体外に設置される無線制御設備(以下この号において「体外無線制御設備」という。))又は受信設備との間で無線通信を行うものをいう。以下この号において同じ。)は、体外無線制御設備の制御により電波を発射するものであること。ただし、生体又は機器の異常等に関して急を要する通信を行う場合その他総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する体内無線設備を使用して通信を行う場合にあつては、この限りでない。

ニ 体外無線制御設備は、次の技術的条件に適合するキャリアセンスを備え付けること。

〇五MHz以下の周波数の電波を使用する体内無線設備については、この限りでない。

- (1) キャリアセンスは、次式に示す受信入力電力の値以上の他の無線局等の電波を受信した場合、当該受信した周波数帯域における電波の発射を行わないものであること。ただし、四〇一MHzを超え四〇二MHz以下及び四〇五MHzを超え四〇六MHz以下の周波数帯域又は四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数帯域において、次式に示す受信入力電力の値以上の他の無線局等の電波を受信した場合は、当該受信入力電力が最低値となる周波数帯域において、電波を発射することができる。

$10\log B - 150 + G$ デシベル (1ミリワットを0デシベルとする。)

Bは、通信状態における最大輻射帯域幅(体内無線設備、体外無線設備又は体外無線制御設備が輻射する帯域幅であつて、最大変調時における輻射電力の最大値からの減衰量が20デシベルとなる上限及び下限の周波数幅(単位Hz)のいずれか最大のものをいう。以下この号において同じ。)とし、Gは、受信空中線の絶対利得とする。

- (2) キャリアセンスの受信帯域幅は、最大輻射帯域幅の値以上であること。
- (3) 一の周波数当たりにおけるキャリアセンスの受信時間は一〇ミリ秒以上であり、かつ、四〇一MHzを超え四〇二MHz以下及び四〇五MHzを超え四〇六MHz以下の周波数又は四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数におけるキャリアセンスの掃引繰り返し時間は五秒以下であること。
- (4) 通信中に他の無線局からの混信により、正常な通信ができない場合に備え、代替チャネルを最初の通信接続時に選択する機能を有することができる。
- (5) 代替チャネルは、(1)から(3)までに規定するキャリアセンスを行つて選択されるものとし、代替チャネルにより送信する場合は、送信前に再度キャリアセンスを行うものとする。この場合において、そのキャリアセンスの受信入力電力は、代替チャネルの選択時におけるキャリアセンスの受信入力電力に比べ六デシベル以上高くなつてはならない。

ホ 通信接続時間が五秒以上中断された場合は、送信を停止すること。

- (1) キャリアセンスは、次式に示す受信入力電力の値以上の他の無線局等の電波を受信した場合、当該受信した周波数帯域における電波の発射を行わないものであること。ただし、四〇二MHzを超え四〇五MHz以下のすべての周波数帯域において、次式に示す受信入力電力の値以上の他の無線局等の電波を受信した場合は、当該受信入力電力が最低値となる周波数帯域において、電波を発射することができる。

$10\log B - 150 + G$ デシベル (1ミリワットを0デシベルとする。)

Bは、通信状態における最大輻射帯域幅(体内無線設備又は体外無線制御設備が輻射する帯域幅であつて、最大変調時における輻射電力の最大値からの減衰量が20デシベルとなる上限及び下限の周波数幅(単位Hz)のいずれか最大のものをいう。以下この号において同じ。)とし、Gは、受信空中線の絶対利得とする。

- (2) キャリアセンスの受信帯域幅は、最大輻射帯域幅の値以上であること。
- (3) 一の周波数当たりにおけるキャリアセンスの受信時間は一〇ミリ秒以上であり、かつ、四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数におけるキャリアセンスの掃引繰り返し時間は五秒以下であること。
- (4) 通信中に他の無線局からの混信により、正常な通信ができない場合に備え、代替チャネルを最初の通信接続時に選択する機能を有することができる。
- (5) 代替チャネルは、(1)から(3)までに規定するキャリアセンスを行つて選択されるものとし、代替チャネルにより送信する場合は、送信前に再度キャリアセンスを行うものとする。この場合において、そのキャリアセンスの受信入力電力は、代替チャネルの選択時におけるキャリアセンスの受信入力電力に比べ六デシベル以上高くなつてはならない。

ホ 通信接続時間が五秒以上中断された場合は、送信を停止すること。

(小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備)

第四十九条の十七 小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一〜三 (略)

四 電波を発射してから三秒以内にその発射を停止し、かつ、二秒を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。ただし、最初に電波を発射してから三秒以内に再送信を行う場合に限り、当該送信休止時間を設けずに再送信することができる。

五 (略)

六 送信空中線は、次の技術的條件に適合すること。

(1) 送信空中線は、その絶対利得が二・一四デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えたときの値を超える場合はその超えた分を空中線の利得で減ずるものとし、当該値以下となる場合はその低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

(2) 送信空中線が一の筐体に収められていない場合にあつては、その送信空中線の絶対利得は〇デシベル以上であり、かつ、等価等方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えたときの値以下であること。

別表第一号 (第5条関係)

周波数許容偏差の表 (略)

注1〜33 (略)

34 次に掲げる無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯とすることができる。この場合において、当該無線設備に指定する周波数の指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。

(1) (略)

(2) 312MHz を超え315.25MHz 以下、401MHz z を超え406MHz z 以下、433.67MHz z を超え434.17MHz z 以下、2,400MHz z 以上2,483.5

(小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備)

第四十九条の十七 小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一〜三 (略)

四 ~~給電線及び接地装置を有しないこと。~~

五 電波を発射してから三秒以内にその発射を停止し、かつ、二秒を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。

六 (略)

別表第一号 (第5条関係)

周波数許容偏差の表 (略)

注1〜33 (略)

34 次に掲げる無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯とすることができる。この場合において、当該無線設備に指定する周波数の指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。

(1) (略)

(2) 312MHz z を超え315.25MHz z 以下、402MHz z を超え405MHz z 以下、433.67MHz z を超え434.17MHz z 以下、2,400MHz z 以上2,483.5

MHz 以下、10.5GHz を超え10.55GHz 以下、24.05GHz を超え
24.25GHz 以下、57GHz を超え66GHz 以下、76GHz を超え77
GHz 以下又は77GHz を超え81GHz 以下の周波数の電波を使用す
る特定小電力無線局の無線設備

(3)・(4) (略)

35～54 (略)

MHz 以下、10.5GHz を超え10.55GHz 以下、24.05GHz を超え
24.25GHz 以下、57GHz を超え66GHz 以下、76GHz を超え77
GHz 以下又は77GHz を超え81GHz 以下の周波数の電波を使用す
る特定小電力無線局の無線設備

(3)・(4) (略)

35～54 (略)

○周波数割当計画（平成24年総務省告示第471号）の一部を変更する告示案 新旧対照表

（下線部分は変更部分）

変 更 案	現 行																																	
<p>第1 総則 1～8 (略)</p> <p>第2 周波数割当表 1～7 (略)</p> <p style="text-align: center;">第1表 (略) 第2表 27.5MHz～10000MHz</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">国内分配 (MHz) (4)</th> <th style="width:20%;">無線局の目的 (5)</th> <th style="width:25%;">周波数の使用に関する条件 (6)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>401—402</td> <td>宇宙運用（宇宙から地球） 地球探査衛星（地球から宇宙） 気象衛星（地球から宇宙）</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>移動</u></td> <td style="text-align: center;"><u>小電力業務用</u></td> <td style="text-align: center;"><u>体内植込型医療用データ伝送用とし、割当ては別表9—3による。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第3表 (略)</p> <p>国内周波数分配の脚注 J1～J295 (略) 別表1～9—2 (略) 別表9—3 体内植込型医療用データ伝送用特定小電力無線局及び体内植込型医療用遠隔計測用特定小電力無線局の周波数表 1 体内植込型医療用データ伝送用特定小電力無線局の周波数表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width:50%;"><u>占有周波数帯幅が100kHz以下の無線設備</u></td> <td style="width:50%;"><u>401MHzを超え406MHz以下</u></td> </tr> <tr> <td><u>占有周波数帯幅が100kHzを超え300kHz以下の無線設備</u></td> <td><u>402MHzを超え405MHz以下</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略) 別表9—4～11—3 (略) 国際周波数分配の脚注 (略) 第3・第4 (略)</p>	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	(略)	(略)	(略)	401—402	宇宙運用（宇宙から地球） 地球探査衛星（地球から宇宙） 気象衛星（地球から宇宙）		<u>移動</u>	<u>小電力業務用</u>	<u>体内植込型医療用データ伝送用とし、割当ては別表9—3による。</u>	(略)	(略)	(略)	<u>占有周波数帯幅が100kHz以下の無線設備</u>	<u>401MHzを超え406MHz以下</u>	<u>占有周波数帯幅が100kHzを超え300kHz以下の無線設備</u>	<u>402MHzを超え405MHz以下</u>	<p>第1 総則 1～8 (略)</p> <p>第2 周波数割当表 1～7 (略)</p> <p style="text-align: center;">第1表 (略) 第2表 27.5MHz～10000MHz</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">国内分配 (MHz) (4)</th> <th style="width:20%;">無線局の目的 (5)</th> <th style="width:25%;">周波数の使用に関する条件 (6)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>401—402</td> <td>宇宙運用（宇宙から地球） 地球探査衛星（地球から宇宙） 気象衛星（地球から宇宙）</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第3表 (略)</p> <p>国内周波数分配の脚注 J1～J295 (略) 別表1～9—2 (略) 別表9—3 体内植込型医療用データ伝送用特定小電力無線局及び体内植込型医療用遠隔計測用特定小電力無線局の周波数表 1 体内植込型医療用データ伝送用特定小電力無線局の周波数表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width:50%;"><u>403.5MHz</u></td> <td style="width:50%;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略) 別表9—4～11—3 (略) 国際周波数分配の脚注 (略) 第3・第4 (略)</p>	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	(略)	(略)	(略)	401—402	宇宙運用（宇宙から地球） 地球探査衛星（地球から宇宙） 気象衛星（地球から宇宙）		(略)	(略)	(略)	<u>403.5MHz</u>	
国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)																																
(略)	(略)	(略)																																
401—402	宇宙運用（宇宙から地球） 地球探査衛星（地球から宇宙） 気象衛星（地球から宇宙）																																	
<u>移動</u>	<u>小電力業務用</u>	<u>体内植込型医療用データ伝送用とし、割当ては別表9—3による。</u>																																
(略)	(略)	(略)																																
<u>占有周波数帯幅が100kHz以下の無線設備</u>	<u>401MHzを超え406MHz以下</u>																																	
<u>占有周波数帯幅が100kHzを超え300kHz以下の無線設備</u>	<u>402MHzを超え405MHz以下</u>																																	
国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)																																
(略)	(略)	(略)																																
401—402	宇宙運用（宇宙から地球） 地球探査衛星（地球から宇宙） 気象衛星（地球から宇宙）																																	
(略)	(略)	(略)																																
<u>403.5MHz</u>																																		

○平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表
 (傍線部分は改正部分)

改正案				現行			
特定小電力無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、次に掲げる用途の区分に従い、それぞれの表のとおりとする。 一 テレメーター用、テレコントロール（電波を利用して遠隔地点における装置の機能を始動、変更又は終止させることを目的とする信号の伝送をいう。）用及びデータ伝送（主に符号によって処理される、又は処理された情報の伝送交換をいう。）用 1 (略) 2 四一〇MHzを超え四三〇MHz以下及び四四〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備 (一) 占有周波数帯幅が八・五kHz以下のもの				特定小電力無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、次に掲げる用途の区分に従い、それぞれの表のとおりとする。 一 テレメーター用、テレコントロール（電波を利用して遠隔地点における装置の機能を始動、変更又は終止させることを目的とする信号の伝送をいう。）用及びデータ伝送（主に符号によって処理される、又は処理された情報の伝送交換をいう。）用 1 (略) 2 四一〇MHzを超え四三〇MHz以下及び四四〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備 (一) 占有周波数帯幅が八・五kHz以下のもの			
電波の型式	周波数	空中線電力	備考	電波の型式	周波数	空中線電力	備考
F一D、F一F、 F二D、F二F、 F七D、F七F、 G一D、G一F、 G二D、G二F、 G七D、G七F、 D一D、D一F、 D二D、D二F、 D七D又はD七	四二六・〇二五MHz以上四二六・一三七五MHz以下の周波数であつて、四二六・〇二五MHz及び四二六・〇二五MHzに二・五kHzの整数倍を加えたもの。	<u>〇・一ワット以下</u>	単向通信方式、単信方式又は同報通信方式	F一D、F一F、 F二D、F二F、 F七D、F七F、 G一D、G一F、 G二D、G二F、 G七D、G七F、 D一D、D一F、 D二D、D二F、 D七D又はD七	四二六・〇二五MHz以上四二六・一三七五MHz以下の周波数であつて、四二六・〇二五MHz及び四二六・〇二五MHzに二・五kHzの整数倍を加えたもの。	<u>〇・〇〇一ワット以下</u>	単向通信方式、単信方式又は同報通信方式
F	四二九・一七五MHz以上四二九・七三七五MHz以下の周波数であつて、四二九・一七五MHz及び四二九・一七五MHzに二・五kHzの整数倍を加えたもの。	<u>一ワット以下</u>		F	四二九・一七五MHz以上四二九・七三七五MHz以下の周波数であつて、四二九・一七五MHz及び四二九・一七五MHzに二・五kHzの整数倍を加えたもの。	<u>一〇・〇一ワット以下</u>	
	四二九・八一二五MHz以上四二九・		単向通信方式、単信方式、同報通信		四二九・八一二五MHz以上四二九・		単向通信方式、単信方式、同報通信

電波の型式	周波数	空中線電力	備考
F一D、F一F、 F二D、F二F、 F七D、F七F、	四二六・〇三七五 MHz、四二六・〇 六二五MHz、四二	〇・一ワット以下	単向通信方式、単 信方式又は同報 通信方式

(二) 占有周波数帯幅が八・五kHzを超え一六kHz以下のもの

	九二五MHz以下の周波数であつて、四二九・八二二五MHz及び四二九・八二二五MHzに二・五kHzの整数倍を加えたもの、及びこれらの周波数に一九・九MHzを加えたもの、並びに四四九・八三七五MHz以上四四九・八八七五MHz以下の周波数であつて、四四九・八三七五MHz及び四四九・八三七五MHzに二・五kHzの整数倍を加えたもの、及びこれらの周波数に一九・六MHzを加えたもの。ただし、四二九・九二五MHz及び四四九・八二二五MHz並びに四四九・八八七五MHz及び四六九・四八七五MHzは、周波数制御用チャネルとする。		方式、複信方式又は半複信方式
--	---	--	----------------

電波の型式	周波数	空中線電力	備考
F一D、F一F、 F二D、F二F、 F七D、F七F、	四二六・〇三七五 MHz、四二六・〇 六二五MHz、四二	〇・〇〇一ワット以下	単向通信方式、単 信方式又は同報 通信方式

(二) 占有周波数帯幅が八・五kHzを超え一六kHz以下のもの

	九二五MHz以下の周波数であつて、四二九・八二二五MHz及び四二九・八二二五MHzに二・五kHzの整数倍を加えたもの、及びこれらの周波数に一九・九MHzを加えたもの、並びに四四九・八三七五MHz以上四四九・八八七五MHz以下の周波数であつて、四四九・八三七五MHz及び四四九・八三七五MHzに二・五kHzの整数倍を加えたもの、及びこれらの周波数に一九・六MHzを加えたもの。ただし、四二九・九二五MHz及び四四九・八二二五MHz並びに四四九・八八七五MHz及び四六九・四八七五MHzは、周波数制御用チャネルとする。		方式、複信方式又は半複信方式
--	---	--	----------------

電波の型式	周波数	空中線電力	備考
F一D、F一F、 F二D、F二F、 F七D、F七F、 GG一D、GG一F、 GG二D、GG二F、 GG七D、GG七F、 DD一D、DD一F、 DD二D、DD二F、 DD七D又はD七 F	一、二二六MHz以 上一、二二七MHz以 下の周波数で あつて、一、二二 六MHz及び一、二 一六MHzに五〇kHz の整数倍を加え たもの、並びにこ れらの周波数に 三六MHzを加えた もの。ただし、一 、二二六MHz及び 一、二五二MHzは 、周波数制御用チ ヤネルとする。	一ワット以下	単向通信方式、単 信方式、同報通信 方式、複信方式又 は半複信方式

電波の型式	周波数	空中線電力	備考
F一D、F一F、 F二D、F二F、 F七D、F七F、 GG一D、GG一F、 GG二D、GG二F、 GG七D、GG七F、 DD一D、DD一F、 DD二D、DD二F、 DD七D又はD七 F	一、二二六MHz以 上一、二二七MHz以 下の周波数で あつて、一、二二 六MHz及び一、二 一六MHzに五〇kHz の整数倍を加え たもの、並びにこ れらの周波数に 三六MHzを加えた もの。ただし、一 、二二六MHz及び 一、二五二MHzは 、周波数制御用チ ヤネルとする。	〇・〇一ワット以 下	単向通信方式、単 信方式、同報通信 方式、複信方式又 は半複信方式

一 医療用テレメーター（病院、診療所その他の医療機関又は研究機関におい
て、生体信号の伝送を行うテレメーターをいう。）用

1、4 (略)

5 占有周波数帯幅が六四kHzを超え二三〇kHz以下の無線設備

一 医療用テレメーター（病院、診療所その他の医療機関又は研究機関におい
て、生体信号の伝送を行うテレメーターをいう。）用

1、4 (略)

5 占有周波数帯幅が六四kHzを超え二三〇kHz以下の無線設備

電波の型式	周波数	空中線電力	備考
F七D、F八D、 F九D又はG七 D	四二〇・三MHz、四 二〇・八MHz、四二 四・七三七五MHz、 四二五・二三七五 MHz、四二五・七三 七五MHz、四二九・ 五MHz、四四〇・八 一・二五MHz、四四一 ・三二二五MHz、四 四四・七六二五MHz 、四四五・二六二 五MHz、四四八・九 二五MHz及び四四 九・四二五MHz	〇・〇一ワット以 下	単向通信方式

電波の型式	周波数	空中線電力	備考
F七D、F八D、 F九D又はG七 D	四二〇・三MHz、四 二〇・八MHz、四二 四・七三七五MHz、 四二五・二三七五 MHz、四二五・七三 七五MHz、四二九・ 五MHz、四四〇・八 一・二五MHz、四四一 ・三二二五MHz、四 四四・七六二五MHz 、四四五・二六二 五MHz、四四八・九 二五MHz及び四四 九・四二五MHz	〇・〇一ワット以 下	単向通信方式

注 占有周波数帯幅が六四kHzを超え二三〇kHz以下であつて、空中線電力が

○・○○○ワット以下のものにあつては、単信方式又は同報通信方式による通信を行うことができる。

二 体内植込型医療用データ伝送用及び体内植込型医療用遠隔計測用

1 体内植込型医療用データ伝送用

電波の型式	周波数	空中線電力	備考
A-D、F-D、 又はG-D	四〇一MHzを超え 四〇二MHz以下又は 四〇五MHzを超え 四〇六MHz以下	二五マイクロワット以下	単向通信方式、単信方式、複信方式又は同報通信方式
	四〇二MHzを超え 四〇五MHz以下		単向通信方式、単信方式又は複信方式であつて、体内無線設備と体外無線制御設備又は受信設備との間で無線通信を行うものに限る。

注1 四〇一MHzを超え四〇二MHz以下又は四〇五MHzを超え四〇六MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備にあつては、占有周波数帯幅に周波数偏差を加えた帯域が、四〇一MHzを超え四〇二MHz以下又は四〇五MHzを超え四〇六MHz以下の周波数範囲内にあること。

2 四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備にあつては、占有周波数帯幅に周波数偏差を加えた帯域が、四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数範囲内にあること。

3 空中線電力は、等価等方輻射電力の値とする。ただし、体内無線設備にあつては、人体部位の表面において輻射される等価等方輻射電力の値とする。

2 (略)

四〇十四 (略)

二 体内植込型医療用データ伝送（体内無線設備と体外無線制御設備との間で行う医療の用に供するデータ伝送をいう。以下同じ。）用及び体内植込型医療用遠隔計測（体内無線設備が得た情報を体外の受信設備に対して自動的に送信することをいう。以下同じ。）用

1 体内植込型医療用データ伝送用

電波の型式	周波数	空中線電力	備考
A-D、F-D、 又はG-D	四〇一MHzを超え 四〇五MHz以下	二五マイクロワット以下	単向通信方式、単信方式又は複信方式

注1 占有周波数帯幅に周波数偏差を加えた帯域が、四〇一MHzを超え四〇五MHz以下の周波数範囲内にあること。

2 空中線電力は、等価等方輻射電力の値とする。ただし、体内無線設備にあつては、体表面において輻射される等価等方輻射電力の値とする。

2 (略)

四〇十四 (略)

○平成元年郵政省告示第四十九号（特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限及びキャリアセンスの技術的条件を定める性）の一部を改正する告示案 新旧対照表 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一 無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置は、次のとおりとする。</p> <p>1 ～ 10 (略)</p> <p>11 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の無線設備の空中線であつて、四一〇MHzを超え四三〇MHz以下、四四〇MHzを超え四七〇MHz以下及び一、二二五MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの。</p> <p>二 送信時間制限装置は、次の表の上欄に掲げる用途の区分に従い、電波を放射してから同表の中欄に掲げる送信時間以内にその発射を停止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。</p> <p>(表略)</p> <p>注 1・2 (略)</p> <p>3 四二六・〇二五MHz以上四二六・一三七五MHz以下の周波数の電波を使用するテレコントロール用（付随するデータ伝送を含む。）の送信時間は五秒とし、送信休止時間は二秒とする。ただし、最初に電波を放射してから九〇秒以内の場合であつて、送信時間の総和が五秒以内のときはその発射を停止した後、送信休止時間を設けずに再送信することができるものとし、最初に電波を放射してから九〇秒を超える場合又は送信時間の総和が五秒を超える場合はその送信休止時間は送信が終了するまでに要した時間の五分の二とする。</p> <p>4 ～ 9 (略)</p> <p>10 送信時間及び送信休止時間については、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>(1) 空中線電力が一〇ミリワット以下の無線設備については、五秒間当たりの送信時間の総和は一秒以下であること。</p> <p>(2) 電波を放射してから連続する六〇〇秒以内に限り、その発射を停止した後、送信休止時間を設けずに再送信することができるものとする。</p> <p>二 キャリアセンスは、次のとおりであること。ただし、用途が無線電話（空中線電力が一ミリワット以下のものに限る。）のものについては、通信方式が複信方式及び半複信方式であっても自局の送信周波数でキャリアセンスを</p>	<p>一 無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置は、次のとおりとする。</p> <p>1 ～ 10 (略)</p> <p>二 送信時間制限装置は、次の表の上欄に掲げる用途の区分に従い、電波を放射してから同表の中欄に掲げる送信時間以内にその発射を停止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。</p> <p>(表略)</p> <p>注 1・2 (略)</p> <p>3 四二六・〇二五MHz以上四二六・一三七五MHz以下の周波数の電波を使用するテレコントロール用（付随するデータ伝送を含む。）の送信時間は、 表の値にかかわらず五秒とする。ただし、電波を放射してから連続する五秒以内に限り、その発射を停止した後、送信休止時間を設けずに再送信することができるものとする。</p> <p>4 ～ 9 (略)</p> <p>10 空中線電力が一〇ミリワット以下の無線設備については、表の値にかかわらず、五秒間当たりの送信時間の総和は一秒以下であること。</p> <p>二 キャリアセンスは、次のとおりであること。ただし、用途が無線電話（空中線電力が一ミリワット以下のものに限る。）のものについては、通信方式が複信方式及び半複信方式であっても自局の送信周波数でキャリアセンスを</p>

行うことができる。

1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用(四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。)、動物検知通報システム用、無線電話用並びに無線呼出用の無線設備にあつては、絶対利得が二・一四デシベルの空中線に誘起する電圧が七マイクロボルト以上の他の無線局の電波を受信した場合、当該無線局の発射する電波と同一の周波数(複信方式及び半複信方式のものにあつては、受信周波数に対応する送信周波数)の電波の発射を行わないものであること。この場合において、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用(四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。)の無線設備のうち、空中線電力が〇・〇一ワットを超えるものにあつては、絶対利得が二・一四デシベルの空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えた値を超過した分に相当する電圧に達するまでの間、電波の発射を行わないものであること。

2 (略)

3 データ伝送用(一、二〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。)の無線設備にあつては、絶対利得が二・一四デシベルの空中線に誘起する電圧が四・四七マイクロボルト以上の他の無線局の電波を受信した場合、当該無線局の発射する電波と同一の周波数(複信方式及び半複信方式のものにあつては、受信周波数に対応する送信周波数)の電波の発射を行わないものであること。この場合において、空中線電力が〇・〇一ワットを超えるものにあつては、絶対利得が二・一四デシベルの空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えた値を超過した分に相当する電圧に達するまでの間、電波の発射を行わないものであること。

4・5 (略)

四 送信時間制限装置の備付けを要しない無線設備は、次のとおりとする。

1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の無線設備のうち、四二九・二五MHz以上四二九・七三七五MHz以下、一、二二六・〇三七五MHz以上一、二二六・五MHz以下及び一、二五二・〇三七五MHz以上一、二五二・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの又は一、二二六・五三七五MHz以上一、二二七MHz以下及び一、二五二・五三七五MHz以上一、二五二MHz以下の周波数の電波を使用するもののうち、等価等方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に〇・〇〇一ワットの空中線電力を加えたときの値以下のもの

2~6 (略)

六 設備規則第四十九条の十四第一号のへの条件を適用しない送信装置の技術的条件は、次のとおりとする。

行うことができる。

1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用(四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。)、動物検知通報システム用、無線電話用並びに無線呼出用の無線設備にあつては、絶対利得が二・一四デシベルの空中線に誘起する電圧が七マイクロボルト以上の他の無線局の電波を受信した場合、当該無線局の発射する電波と同一の周波数(複信方式及び半複信方式のものにあつては、受信周波数に対応する送信周波数)の電波の発射を行わないものであること。

3 データ伝送用(一、二〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。)の無線設備にあつては、絶対利得が二・一四デシベルの空中線に誘起する電圧が四・四七マイクロボルト以上の他の無線局の電波を受信した場合、当該無線局の発射する電波と同一の周波数(複信方式及び半複信方式のものにあつては、受信周波数に対応する送信周波数)の電波の発射を行わないものであること。

4・5 (略)

四 送信時間制限装置の備付けを要しない無線設備は、次のとおりとする。

1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の無線設備のうち、四二九・二五MHz以上四二九・七三七五MHz以下、一、二二六・〇三七五MHz以上一、二二六・五MHz以下及び一、二五二・〇三七五MHz以上一、二五二・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの

2~6 (略)

六 設備規則第四十九条の十四第一号のへの条件を適用しない送信装置の技術的条件は、次のとおりとする。

1 ～ 4 (略)

5 医療用テレメータ用送信装置 (発射する電波の占有周波数帯幅が八・五kHz以下のものを除く。) にあつては、次のとおりであること。

発射する電波の占有周波数帯幅	隣接チャネル漏えい電力
八・五kHzを超え一六kHz以下	搬送波の周波数から二五kHz離れた周波数の(+)八kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低いこと
一六kHzを超え三二kHz以下	搬送波の周波数から五〇kHz離れた周波数の(+)一六kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低いこと
三二kHzを超え六四kHz以下	搬送波の周波数から一〇〇kHz離れた周波数の(+)三二kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低いこと
六四kHzを超え三三〇kHz以下	搬送波の周波数から五〇〇kHz離れた周波数の(+)一六〇kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低いこと。

注 占有周波数帯幅が六四kHzを超え三三〇kHz以下であつて、単信方式又は同報通信方式による通信を行うものの隣接チャネル漏えい電力は、この表に規定する値にかかわらず、搬送波の周波数から五〇〇kHz離れた周波数の(+)一六〇kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より五〇デシベル以上低いこと。

6 ～ 8 (略)

1 ～ 4 (略)

5 医療用テレメータ用送信装置 (発射する電波の占有周波数帯幅が八・五kHz以下のものを除く。) にあつては、次のとおりであること。

発射する電波の占有周波数帯幅	隣接チャネル漏えい電力
八・五kHzを超え一六kHz以下	搬送波の周波数から二五kHz離れた周波数の(+)八kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低いこと
一六kHzを超え三二kHz以下	搬送波の周波数から五〇kHz離れた周波数の(+)一六kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低いこと
三二kHzを超え六四kHz以下	搬送波の周波数から一〇〇kHz離れた周波数の(+)三二kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低いこと
六四kHzを超え三三〇kHz以下	搬送波の周波数から五〇〇kHz離れた周波数の(+)一六〇kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低いこと

6 ～ 8 (略)

○平成四年郵政省告示第三百二十二号（小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表
 (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十七の規定に基づき、小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置を次のように定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 送信装置及び受信装置の動作の状態を表示する表示器 二 音量調整器及びスケルチ調整器 三 周波数切替装置 四 送受信の切替器 五 識別符号設定器及びデータ信号附属装置その他これに準ずるもの 六 <u>空中線</u> 	<p>無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十七の規定に基づき、小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置を次のように定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 送信装置及び受信装置の動作の状態を表示する表示器 二 音量調整器及びスケルチ調整器 三 周波数切替装置 四 送受信の切替器 五 識別符号設定器及びデータ信号附属装置その他これに準ずるもの

○平成十二年郵政省告示第三百十四号（無線設備規則第四十九条の十四第一号へのただし書の規定により、同号へ本文の規定を適用しない無線設備及びその送信空中線の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十四第一号へのただし書の規定により、同号へ本文の規定を適用しない無線設備及びその送信空中線の技術的条件を次のように定める。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前項第一号の送信空中線の技術的条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 等価等方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に〇・〇一ワット（四二六・〇二五MHz以上四二六・一三七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、〇・〇〇一ワットとする。）の空中線電力を加えたときの値以上となる場合は、その超えた分を送信空中線の利得で減ずるものとし、当該値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。</p> <p>(2) 送信空中線が一の筐体に収められていない場合にあつては、その送信空中線の絶対利得は〇デシベル以上であり、かつ、等価等方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えたときの値以下であること。</p> <p>三 第一項第二号及び第三号の送信空中線の技術的条件は、次のとおりとする。</p> <p>等価等方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に〇・〇一ワット（四一三・七MHz以上四一四・一四三七五MHz以下及び四五四・〇五MHz以上四五四・一九三七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、〇・〇〇一ワットとする。）の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。</p> <p>四 第一項第四号の送信空中線の技術的条件は、次のとおりとする。</p> <p>送信空中線は、絶対利得（一）一〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得（一）一〇デシベルの送信空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。</p>	<p>無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十四第一号へのただし書の規定により、同号へ本文の規定を適用しない無線設備及びその送信空中線の技術的条件を次のように定める。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前項第一号 から第三号まで の送信空中線の技術的条件は、次のとおりとする。</p> <p>送信空中線は、絶対利得二・一四デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に〇・〇一ワット（四一三・七MHz以上四一四・一四三七五MHz以下、四二六・〇二五MHz以上四二六・一三七五MHz以下及び四五四・〇五MHz以上四五四・一九三七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、〇・〇〇一ワットとする。）の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。</p> <p>三 第一項第四号の送信空中線の技術的条件は、次のとおりとする。</p> <p>送信空中線は、絶対利得（一）一〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得（一）一〇デシベルの送信空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。</p>

○平成十八年総務省告示第六百五十九号（別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
次の表の左欄に掲げる特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、それぞれ同表の右欄のとおりとする。		次の表の左欄に掲げる特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、それぞれ同表の右欄のとおりとする。	
特定小電力無線局の無線設備	占有周波数帯幅の許容値	特定小電力無線局の無線設備	占有周波数帯幅の許容値
一～五 (略)	(略)	一～五 (略)	(略)
<u>六 401MHz を超え402MHz 以下又は 405MHz を超え406MHz 以下の周波 数の電波を使用する無線設備</u>	<u>100 kHz</u>	<u>六 402MHz を超え405MHz 以下の周 波数の電波を使用する無線設備</u>	<u>300 kHz</u>
<u>六の二 402MHz を超え405MHz 以下 の周波数の電波を使用する無線設備</u>	<u>300 kHz</u>		
七～十九 (略)	(略)	七～十九 (略)	(略)
注 告示第 42 号第 2 項第 5 号のうち、 <u>単信方式又は同報通信方式による通 信を行うものの占有周波数帯幅の許容値は、この表の規定する値にかかわ らず、230 kHz とする。</u>			

○平成十九年総務省告示第三百六十八号（別に定める特定小電力無線局の不要発射の強度の許容値を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表
 (傍線部分は改正部分)

改正案

現行

~~一 四〇一MHzを超え四〇二MHz以下又は四〇五MHzを超え四〇六MHz以下の周波数の電波を使用する体内無線設備及び体外無線設備~~

周波数範囲	不要発射の強度の許容値
搬送波から(H) 五〇kHz以上の周波数	搬送波電力より二〇デシベル以上低い値
四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数	等価等方輻射電力が一ナノワット以下
一GHzを超える周波数	等価等方輻射電力が一マイクロワット以下
その他の周波数	等価等方輻射電力が二五〇ナノワット以下

~~注1 体内無線設備の不要発射の強度の許容値は、人体部位の表面において輻射される電力の値であること。~~

~~2 不要発射の強度の許容値における参照帯域幅は、前項の注の表を適用する。~~

~~三 四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（~~第一項~~の無線設備を除く。）~~

周波数範囲	不要発射の強度の許容値
搬送波から(H) 一五〇kHz以上の周波数	等価等方輻射電力が二五〇ナノワット以下

~~注1 体内無線設備の不要発射の強度の許容値は、人体部位の表面において輻射される等価等方輻射電力が二五〇ナノワット以下であること。~~

~~2 不要発射の強度の許容値における参照帯域幅は、~~第一項~~の注の表を適用する。~~

~~一 四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（~~前項~~の無線設備を除く。）~~

周波数範囲	不要発射の強度の許容値
搬送波から(H) 一五〇kHz以上の周波数	等価等方輻射電力が二五〇ナノワット以下

~~注1 体内無線設備の不要発射の強度の許容値は、~~体表面~~において輻射される等価等方輻射電力が二五〇ナノワット以下であること。~~

~~2 不要発射の強度の許容値における参照帯域幅は、~~前項~~の注の表を適用する。~~

○平成二十四年総務省告示第四百二二二号（別に定める特定小電力無線局の無線設備及び周波数の許容偏差を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
次の表の左欄に掲げる特定小電力無線局の無線設備の周波数の許容偏差は、それぞれ同表右欄のとおりとする。		次の表の左欄に掲げる特定小電力無線局の無線設備の周波数の許容偏差は、それぞれ同表右欄のとおりとする。	
特定小電力無線局の無線設備	周波数の許容偏差	特定小電力無線局の無線設備	周波数の許容偏差
一～三 (略)	(略)	一～五 (略)	(略)
四 <u>401MHz を超え 406MHz 以下</u> の周波数の電波を使用する無線設備（設備規則第 49 条の 14 第 3 号ハただし書の規定による別に告示する技術的条件に適合する体内無線設備を除く。）	100 (10 ⁻⁶)	四 <u>402MHz を超え 405MHz 以下</u> の周波数の電波を使用する無線設備（設備規則第 49 条の 14 第 3 号ハただし書の規定による別に告示する技術的条件に適合する体内無線設備を除く。）	100 (10 ⁻⁶)
五 (略)		五 (略)	
六 <u>426.0375MHz を超え 426.1125MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備であって、告示第 42 号第 1 項第 2 号 (二) のものうち、占有周波数帯幅が 12kHz 以下のもの</u>	<u>10 (10⁻⁶)</u>		
七 806MHz を超え 810MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備	20 (10 ⁻⁶)	六 806MHz を超え 810MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備	20 (10 ⁻⁶)
八 915.9MHz 以上 929.7MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備	20 (10 ⁻⁶)	七 915.9MHz 以上 929.7MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備	20 (10 ⁻⁶)
九 1,216MHz を超え 1,217MHz 以下又は 1,252MHz を超え 1,253MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備であって、告示第 42 号第 1 項第 5 号 (一) のもの	3 (10 ⁻⁶)	八 1,216MHz を超え 1,217MHz 以下又は 1,252MHz を超え 1,253MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備であって、告示第 42 号第 1 項第 5 号 (一) のもの	3 (10 ⁻⁶)

○四〇一 MHz を超え四〇六 MHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置の副次的に発する電波の限度を定める件 新旧対照表

(傍線部分は変更部分)

平成二十六年総務省告示第 号	平成十七年総務省告示第八百六十九号
<p>無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号) 第二十四条第十 七項の規定に基づき、四〇一 MHz を超え四〇六 MHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置の副次的に発する電波の限度を次のように定める。</p> <p>なお、平成十七年総務省告示第八百六十九号(無線設備規則第二十四条第十 五項の規定に基づき四〇二 MHz を超え四〇五 MHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置の副次的に発する電波の限度を定める件)は、廃止する。</p> <p>四〇一 MHz を超え四〇六 MHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置の副次的に発する電波の限度は、等価等方輻射電力が四ナノワット以下であること。ただし、体内に植え込まれた状態又は一時的に留置された状態において使用される無線設備の受信装置の副次的に発する電波の限度は、人体部位の表面において輻射される電力が四ナノワット以下であること。</p>	<p>無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号) 第二十四条第十 二項の規定に基づき、四〇二 MHz を超え四〇五 MHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置の副次的に発する電波の限度を次のように定める。</p> <p>四〇二 MHz を超え四〇五 MHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置の副次的に発する電波の限度は、等価等方輻射電力が四ナノワット以下であること。ただし、生体内に植え込まれた状態又は一時的に留置された状態において使用される無線設備の受信装置の副次的に発する電波の限度は、体表において輻射される電力が四ナノワット以下であること。</p>

○無線設備規則第四十九条の十四第三号ハ本文の規定を適用しない体内無線設備及び体外無線設備の技術的条件を定める件 新旧対照表 (傍線部分は変更部分)

平成二十六年総務省告示第 号

平成十九年総務省告示第三百六十三号

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の十四第三号ハ本文の規定に基づき、総務大臣が別に告示する体内無線設備及び体外無線設備の技術的条件を次のように定める。

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の十四第二号ハただし書の規定に基づき、同号ハ本文の規定を適用しない体内無線設備の技術的条件を次のように定める。

なお、平成十九年総務省告示第三百六十三号(無線設備規則第四十九条の十四第三号ハ本文の規定を適用しない体内無線設備の技術的条件を定める件)は、廃止する。

設備規則第四十九条の十四第二号ハ本文の規定を適用しない体内無線設備の技術的条件は、次の表の上欄に掲げる項目に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件とする。

設備規則第四十九条の十四第三号ハ本文の規定を適用しない体内無線設備及び体外無線設備の技術的条件は、次の表の上欄に掲げる項目に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件とする。

1 四〇一MHzを超え四〇二MHz以下又は四〇五MHzを超え四〇六MHz以下の周波数の電波を使用する体内無線設備及び体外無線設備

項目	条件
一 空中線電力	人体部位の表面において輻射される等価等方輻射電力が二五〇ナノワット以下であること。
二 送信時間制限装置	一時間当たりの送信時間の総和が三・六秒以下であり、かつ、一時間当たりの送信回数が一〇〇回以内であること。ただし、人体又は機器の異常等に関して急を要する通信にあつては、この限りでない。

設備規則第四十九条の十四第二号ハ本文の規定を適用しない体内無線設備の技術的条件は、次の表の上欄に掲げる項目に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件とする。

2 四〇三・五MHzを超え四〇三・八MHz以下の周波数の電波を使用する体内無線設備

項目	条件
一 空中線電力	人体部位の表面において輻射される等価等方輻射電力が一〇〇ナノワット以下であること。
二 送信時間制限装置	一時間当たりの送信時間の総和が〇・三六秒以下であり、かつ、一時間当たりの送信回数が一〇回以内であること。ただし、人体又は機器の異常等に関して急を要する通信にあつては、この限りでない。

項目	条件
一 周波数	四〇三・五MHzから四〇三・八MHzまでであること。
二 空中線電力	体表面において輻射される等価等方輻射電力が一〇〇ナノワット以下であること。
三 送信時間制限装置	一時間当たりの送信時間の総和が〇・三六秒以下であり、かつ、一時間当たりの送信回数が一〇回以内であること。ただし、生体又は機器の異常等に関して急を要する通信にあつては、この限りでない。